報告第11号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従 事する職員の特殊勤務手当に関する条例急施専決処分報告について

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例を制定する必要が生じたが、迅速に対応する必要があることから、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月23日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月14日

大阪市長 松井 一郎

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従 事する職員の特殊勤務手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び職員の 給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第14条第2項の規定に基づき、新型 コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第 1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」とい う。)により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関す る事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 前条の特殊勤務手当は、感染症予防救治従事者手当(以下「手当」という。)と

する。

(支給される職員の範囲及び額)

- 第3条 手当は、職員が、新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域に おいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に 行われる措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときに支 給する。
- 2 手当の額は、前項の作業に従事した日1日(人事委員会規則で定める職員にあっては、継続した勤務1回)につき、3,000円(心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
- 3 前2項の規定により職員に手当を支給する場合において、当該職員が従事した第1項の作業が職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年大阪市条例第27号)第11条第1項第1号に規定する作業に該当するときは、当該作業については、同条の規定は、適用しない。

(施行の細目)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月14日から適用する。 (職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。 第1条中「この条例は」を「この条例は、別に条例で定めるもののほか」に改める。 (消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 3 消防職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年大阪市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別に」を「別に条例で」に改める。

(教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例(平成12年大阪市条例 第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」を「この条例は、別に条例で定めるもののほか」に改める。

(参照) (太字は改正)

職員の特殊勤務手当に関する条例(抄)

(目的)

第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。)第14条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当(以下「手当」という。)に関する事項を定めることを目的とする。

消防職員の特殊勤務手当に関する条例(抄)

(目的)

第1条 この条例は、別に**条例で**定めるもののほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。)第14条第2項の規定に基づき、消防局に所属する職員(以下「職員」という。)の特殊勤務手当(以下「手当」という。)に関する事項を定めることを目的とする。

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例(抄) (目的)

第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。)第14条第2項の規定に基づき、給与条例第5条第5項に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事(以下「指導主事」という。)の特殊勤務手当(以下「手当」という。)に関する事項を定めることを目的とする。

(参考)

地方自治法(抄)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略